

避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）
第7版

令和8年5月

苫小牧市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	2
2	避難情報の発令対象区域	3
3	具体的な区域設定の考え方	3
4	避難情報の発令を判断するための情報	4
5	避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	6
6	避難情報の発令基準	7
7	避難情報の解除基準	9
8	協力・助言を求めることのできる機関	9
9	避難情報の伝達方法	10
10	避難情報の伝達文	11

別添 「土砂災害警戒区域」

巻末資料

土砂災害の前兆現象について

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

レベル4土砂災害危険警報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は別添「土砂災害警戒区域」のとおり

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

ア 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域
なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(2) その他の場所

土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所周辺の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① レベル4土砂災害危険警報発表状況
現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 土砂災害危険度情報
土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分

- 黒（災害切迫）－実況が【レベル5土砂災害特別警報】基準に到達
（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）
- 紫（危険）－実況値又は2時間先までの予想値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達
（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）
- 赤（警戒）－3時間先の予想値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達
（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）
- 黄（注意）－実況又は6時間先までの予想値が【レベル2土砂災害注意報】の基準に到達
（警戒レベル2相当情報[土砂災害]）

- ③ 降雨情報
降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況
土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂キキクル

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)

1km四方の領域（メッシュ）毎に土砂災害の危険度を表示したもの。避難に要する時間を確保するために最大6時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いている。

【危険度の表示】更新間隔10分

- 黒（災害切迫）－実況が【レベル5土砂災害特別警報】基準に到達
（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）
- 紫（危険）－実況値又は2時間先までの予想値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達
（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）
- 赤（警戒）－3時間先の予想値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達
（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）
- 黄（注意）－実況又は6時間先までの予想値が【レベル2土砂災害注意報】の基準に到達
（警戒レベル2相当情報[土砂災害]）

	項目	提供元	説明
警報・特別警報（注意報・警戒・時系列）	警戒レベル相当情報		
	レベル2 土砂災害注意報	気象庁	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるときに発表（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は6時間先までの予測値がレベル2土砂災害注意報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）される。
	レベル3 土砂災害警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの3時間先の予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある））
	レベル4 土砂災害危険警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は2時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）

	レベル5 土砂災害特別警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。(60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせがレベル5土砂災害特別警報の基準値に実況で到達したメッシュがある程度の広がりをもって出現し、さらに激しい雨が降り続く予想であるときに発表される。)
	その他		
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または毎日の気象状況の見通しを一日4回(05時、11時、17時、23時)提供 ※対象要素:大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜)

	項目	提供元	説明	主な提供サイト
に土砂災害 に関する	土砂災害の危険度分布	気象庁・北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP ・北海道土砂災害警戒情報システム

5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>(災害対策基本法第56条第2項)</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>(災害対策基本法第60条第1項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害対策基本法第60条第3項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の発表)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)	土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
【警戒レベル4】 避難指示	1 レベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上の発表)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上の発表)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇な	土砂災害の危険度分布において「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。)

	く警戒レベル4 避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 レベル5 土砂災害特別警報(警戒レベル5 相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」「(警戒レベル5 相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) 3 土砂災害が発生した場合	土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。)

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」「(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])」のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- ・立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）气象台 【電話番号 0143-22-0002】	・ 気象、土砂災害等に関すること。
室蘭開発建設部治水課 【電話番号 0143-25-7045】 室蘭開発建設部 苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号 0144-57-9800】	・ 直轄砂防施設に関すること。 ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部事業室治水課 【電話番号 0143-24-9883】	・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・ 北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局 地域政策部危機対策室 【電話番号 0143-24-9570】	・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を有機的に活用し、情報を伝達するものとする。

伝達先	伝達手段		担当部署
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力 アラート経由でマスメディアへ情報提供	テレビ放送	総括部災害総括班 (危機管理室)
ラジオ聴取者		ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール	
PCユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール（苫小牧市防災メール）		総括部災害総括班 (危機管理室) 秘書報道広聴部秘書広聴 広報班（秘書課、協働男女 平等参画室、未来創造戦略 室、シティープロモーション課）
住民	防災行政無線（同報系）		総括部災害総括班 (危機管理室)
	広報車		広報調査部各広報調査班 (資産税課、行財政改革推進室)
	消防車		消防部（消防本部）
	消防サイレン		
要配慮施設（※）	電話又はFAX		※第1救援対策部第1庶務班（総合福祉課）
町内会、自主防災組織（避難支援関係者）	電話又はFAX		※総括部災害総括班 (危機管理室) ※総括部動員班 (地域活動支援室)
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区（室蘭地方）气象台 苫小牧警察署	電話		総括部災害総括班 (危機管理室)

※要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

太字以外は、ホームページやフェイスブックなどでの伝達を想定している。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※2、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 苦小牧市にレベル5土砂災害特別警報が発表され、●●地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、●●地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
 - こちらは、ぼうさい とまこまいです。
 - 地区で土砂災害が発生したため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある●●地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※3 警戒レベル5 緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- ・避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

（4） 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添

○土砂災害警戒区域（令和5年3月17日現在）

【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無
急 001	I-3-1-1641	苫小牧樽前1	●	●	有
急 002	I-3-2-1642	苫小牧糸井2	●	●	有
急 003	I-3-3-1643	苫小牧糸井3	●	●	有
急 004	I-3-4-1644	苫小牧高丘3	●	●	有
急 005	I-3-5-1645	苫小牧高丘6	●	●	有
急 006	I-3-6-1646	苫小牧高丘7	●	●	有
	I-3-6-1646-1	苫小牧高丘7-1	●	—	有
急 007	I-3-7-1647	苫小牧高丘10	●	●	有
急 008	I-3-8-1648	苫小牧清水町	●	●	有
急 009	I-3-9-1649	苫小牧植苗3	●	●	有
急 010	I-3-504-3062	苫小牧樽前2	●	—	有
急 011	I-3-505-3063	苫小牧糸井1	●	—	有
急 012	I-3-506-3064	苫小牧糸井4	●	—	有
急 013	I-3-507-3065	苫小牧有珠の沢町1	●	—	有
急 014	I-3-508-3066	苫小牧有珠の沢町2	●	—	有
急 015	I-3-509-3067	苫小牧高丘4	●	—	有
急 016	I-3-510-3068	苫小牧高丘5	●	—	有
急 017	I-3-511-3069	苫小牧高丘8	●	—	有
急 018	I-3-512-3070	苫小牧高丘9	●	—	有
急 019	II-3-1-1174	苫小牧錦岡	●	●	有
急 020	II-3-2-1175	苫小牧植苗2	●	●	有
急 021	II-3-344-2373	苫小牧高丘1	●	—	有
急 022	II-3-345-2374	苫小牧高丘2	●	—	有
急 023	III-3-1-479	苫小牧高丘11	●	●	無
急 024	III-3-2-480	苫小牧美沢	●	●	有
急 025	III-3-3-481	苫小牧植苗1	●	●	有
急 026	III-3-4-482	苫小牧植苗4	●	●	有
急 027	I-3-R01-1001	苫小牧高丘12	●	●	有

【土石流危険溪流及びこれに類する溪流】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無
土 003	I-31-0020	ニシタツプ2号支流	●	—	有
土 004	I-31-0030	ニシタツプ1号支流	●	—	有
土 005	I-31-0040	樽前1号沢	●	—	有
土 006	I-31-0050	樽前3号沢	●	—	有
土 007	I-31-0060	樽前2号沢	●	—	有
土 008	I-31-0064	澄川沢2号沢	●	—	有
土 009	I-31-0066	澄川沢1号沢	●	—	有
土 010	II-31-0068	糸井沢4号	●	—	有
土 011	I-31-0070	小糸魚川右の沢	●	—	有
土 012	I-31-0075	糸井沢3号	●	—	有
土 013	I-31-0080	小糸魚1号沢	●	—	有

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等 の有無
土 014	I-31-0085	柏木沢	●	—	有
土 015	I-31-0090	小泉の沢 2 の沢	●	—	有
土 016	I-31-0100	寺の沢	●	—	有
土 018	II-31-0104	小糸北の沢	●	●	有
土 019	I-31-0106	豊木一の沢	●	—	有
土 020	I-31-0108	豊川沢	●	—	有
土 021	I-31-0110	有珠の 2 号沢	●	—	有
土 022	I-31-0120	有珠の 1 号沢	●	—	有
土 023	II-31-0130	有珠の 3 号沢	●	●	有
土 024	I-31-0140	有珠の 4 号沢	●	—	有
土 025	I-31-0145	松風沢	●	●	有
土 026	II-31-0150	佐羽内沼沢川	●	—	有
土 028	I-31-0170	浄水場 1 号沢	●	—	有
土 029	I-31-0180	浄水場 2 号沢	●	—	有
土 030	I-31-0190	勇払川中の沢	●	●	無
土 032	III-31-01	別々川左の沢	●	—	無
土 033	III-31-02	牧場南の沢	●	—	無
土 034	III-31-03	錦多峰川右 1 の沢	●	—	無
土 035	III-31-04	錦多峰川右 2 の沢	●	●	無
土 036	III-31-05	錦多峰川右 3 の沢	●	●	無
土 037	III-31-06	錦多峰川右 4 の沢	●	●	無
土 038	III-31-07	錦多峰川右 5 の沢	●	●	無
土 039	III-31-08	錦多峰川右 6 の沢	●	—	無
土 040	III-31-09	錦多峰川右 7 の沢	●	—	無
土 041	III-31-10	錦多峰川右 8 の沢	●	●	無
土 042	III-31-11	澄川北 1 の沢	●	●	無
土 043	III-31-12	澄川北 2 の沢	●	—	無
土 044	III-31-13	澄川北 3 の沢	●	—	無
土 045	III-31-014	有珠北の沢 1 号	●	—	有
土 046	III-31-015	見山北 2 の沢	●	—	有
土 047	III-31-016	見山北 3 の沢	●	●	無
土 048	III-31-017	苫小牧川右の沢	●	●	無
土 049	III-31-018	苫小牧川左 1 の沢	●	—	無
土 051	III-31-020	苫小牧川左 3 の沢	●	—	無
土 052	III-31-021	苫小牧川左 4 の沢	●	—	無
土 053	III-31-022	勇払川右 1 の沢	●	—	無
土 054	III-31-023	勇払川右 2 の沢	●	—	無
土 055	III-31-024	勇払川右 3 の沢	●	—	無
土 056	III-31-177	沼尻沢 2 号	●	—	無
土 057	III-31-178	沼尻沢 1 号	●	—	無
土 058	III-31-179	有珠北の沢 2 号	●	●	無

巻末資料 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけに割れ目が見える ・ がけから小石がパラパラと落ちる ・ 斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂が流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
覚	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐った土の臭いがする 		

※上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。